

2010年 9月13日  
郵産労 交 第4号

郵便事業株式会社  
代表取締役社長  
鍋倉 眞一 殿

郵政産業労働組合  
中央執行委員長 廣岡 元穂

## 2010年度年末年始業務運行に関する要求書

2010年度年末年始繁忙は、民営・分社化後4度目であり、宅配統合の混乱もあり利用者・国民の関心は高まっています。このような状況の中、いかに安定的な業務運行及び、社員の労働条件を確保していくか、いつにも増して重要な繁忙期と位置付けられます。したがって以下の要求書を提出します。早急に回答と交渉の場を求めるものです。

### 記

- 1 今年度の年末年始繁忙は、この間の状況を見ても国民・利用者の関心は高くなっています。民営・分社化後の年末年始繁忙について総括を明らかにし、2010年度の特徴・位置付け等について見解を示すこと
- 2 年末年始繁忙の現場段階における労使の意思疎通については極めて重要です。12月になっても「意思疎通の場がもたれない」「具体的な計画内容が示されない」「要求に対する回答がされない」など、問題対応が職場で続出しています。誠意をもった対応と十分な協議が行なわれようように指導を徹底すること
- 3 要員対策のための予算については、極端な削減は行なわないこと。また、ゆうパックの処理に伴い、最繁忙期を前に超勤原資がなくなることが想定されるので、柔軟な予算配分と必要な予算を確保すること
- 4 2011年度用年賀葉書の販売に関して
  - (1) 発行予定枚数は38億2千万枚が計画をされていますが、その根拠を明らかにすること。また、郵便事業会社としての各商品別の発行枚数の根拠を明らかにすること
  - (2) 販売目標について、グループ全体で35億4600万枚、前年実績比101.2%となっています。昨年の総括を明らかにし、今年度の目標の具体的根拠を明らかにすること。また、会社別の目標についても根拠を明らかにすること

- (3) 2011年度年賀葉書販売にあたり、大口・中小業者及び個人の動向と意識について、会社としての見解を明らかにすること。また、その状況や動向に即した具体的な対応策とそれによる販売増の見込みについて明らかにすること
- (4) 年賀葉書販売では、成績優秀者に対して海外旅行やギフトカタログ商品進呈等の報奨が行なわれました。報奨は一部の社員であり全体のモチベーションが上がる施策として見直すこと
- (5) 「販売促進資金」について、実施しての評価を明らかにすること。また、営業をスムーズに行うためにも一般社員についても拡大適用を行うこと
- (6) 郵便内務や深夜労働に従事する社員は接客業務でなく、その販売には限界があります。販売目標の一律押し付けを改めること。また、会社としての見解を明らかにすること
- (7) 勤務時間外の社員による勧誘や販売活動は、「超過勤務」の支給対象であると考えます。したがって、本人からの請求行為も時間外労働として認めること。また、郵送等費用負担については会社持ち出しとすること
- (8) 年賀葉書が、販売初日からディスカウントショップ等で売り出されている状況があり、その背景には社員による自爆営業があります。過度の営業目標の押しつけがこうした事態に拍車をかけています。管理者へのコンプライアンス指導を徹底すること
- (9) 郵便窓口時間終了後、郵便事業会社の時間外窓口での販売は要員配置が少なく労働強化となっています。十分な要員配置を行なうこと
- (10) 年賀タウンメールのこの間の実績について明らかにすること。また、今年度の販売目標数について明らかにすること

## 5 宅配事業に関して

- (1) 7月の宅配便統合に伴う混乱の総括を明らかにし、さらに、ターミナルにおける労働環境衛生と品質管理について抜本的な改善策をはかること
- (2) 年末年始繁忙期の予想物数を明らかにすること。
- (3) 施設の増強、運送便の見直しが検討されています。その内容を明らかにすること
- (4) 要員計画を明らかにし不足のないように確保すること
- (5) 施設内のレイアウトについては現場の意見を聞き行うこと
- (6) 十分な訓練時間とその計画を明らかにすること

- 6 利用者・国民の関心が集まる年末年始繁忙期におけるコンプライアンスの厳守は重要です。過去におけるコンプライアンス違反の事例内容と件数を内・外別に明らかにすること。また、具体的な対応策を明らかにすること

## 7 JPS 年賀に関して

- (1) 集配外務における道順組立の立ち作業は、非効率であるばかりか健康維持上からも問題があります。職場の実態に合わせて見直しを行うこと
- (2) 原単位導入により新たなムリ、ムダ等が生じています。画一的な導入は行わないこと
- (3) スチール年賀については、年賀処理時間の無駄、混入等の問題があります。柔軟な対応を行なうこと

8 年賀郵便については、特別扱いの趣旨に沿った扱いとすること。なお、元旦持ち出しは12月28日引き受けとし、12月30日配達支店到着分までとすること

9 年賀カラー管理について昨年の総括を明らかにすること

10 ロールパレット、パレットケース、メールケース等不足が毎年生じており、不足がないように対策を講じること。なお、昨年増配備した鉄製のロールパレットは事故が続出しています。総括及び対策を明らかにすること

11 中継・拠点としての統括店などでは、違則郵便物の到着処理で大変なムダが起きています。こうした事態は、作業時間の重複や労働強化となっており、早急な改善が必要です。差支店に対し、違則根絶に向けた指導を徹底すること

12 年間の交通事故件数と特徴を明らかにすること。とりわけ年末年始繁忙期における交通事故対策について明らかにし、違反内容による処分基準を明らかにすること。また、寒冷地における体制は万全を期すこと

13 年末繁忙期における、新たな「新夜勤」「深夜勤」実施の支店の拡大は行わないこと。

14 1月1日から1月5日までは深夜労働の回数を減らすこと。また、夜間、早朝労働の軽減をはかること

15 「新夜勤」「深夜勤」における時間外労働は労働者の健康維持のため原則禁止とすること

16 2009年度の犯罪について件数を明らかにし、その傾向・分析を示すこと。なお、年末年始における防犯対策は万全を期すこと。また、アルバイトに対する採用時の訓練、教育を徹底して行い、防犯上及び事故防止の指導徹底を行うこと

17 年末年始の労働安全衛生と、社員の健康保持のための医療体制には万全を期し、以下の点について明らかにすること

- (1) AED（自動体外式除細動器）の支店への配備状況と総括を明らかにし今後の配備計画についても明らかにすること
- (2) 産業医による定期的な職場巡回を行い夜間についても巡回を実施すること

- 18 年末年始繁忙期間中は、長時間労働などに晒されるなど特殊な期間となります。社員の健康維持に対し、会社として十分な配慮が必要です。疲労回復を図るため浴槽の使用を認めること
- 19 年末年始繁忙期における休息時間の特例については最繁忙期間であることを考慮して従来の休息時間の特例を適用し実施すること。なお、時間外労働で1時間を超える時間が1時間以上の場合には、その超える時間について1時間ごとに10分ずつ休息時間をその勤務の途中に設けること
- 20 年末年始勤務手当について以下のとおり改善を図ること
- (1) 手当支給の期間拡大を図ること
  - (2) 深夜勤の「解放・非番日」についても特例として支給対象とすること。
  - (3) 現行の支給額については以下の通りとすること
    - 12月29日～31日については1日につき5,000円
    - 1月1日～3日については1日につき7,000円
  - (4) 期間雇用社員についても1日につき1,000円を支給すること
- 21 給与制度における郵便内務業務支援手当の「計画担当者の年繁対策の取組み」の支給状況及び支給額について調査し、年度別に明らかにすること
- 22 年末年始特別休暇中の指定表の作成にあたっては、1月2日及び3日は非番日・週休日を指定しないこと

以 上